

市内各保育園、幼稚園、小・中学校の卒業（卒園）式および入学（入園）式日程

保育園名	卒園式
八街保育園	3月23日(火)
実住保育園	3月23日(火)
朝陽保育園	3月23日(火)
交進保育園	3月23日(火)
二州第一保育園	3月23日(火)
二州第二保育園	3月23日(火)
風の村保育園	3月20日(土)

幼稚園名	卒園式	入園式
八街第一幼稚園	3月16日(火)	4月12日(月)
朝陽幼稚園	3月16日(火)	4月12日(月)
川上幼稚園	3月16日(火)	4月12日(月)
八街幼稚園	3月17日(水)	4月13日(火)
八街文化幼稚園	3月16日(火)	4月7日(水)
八街泉幼稚園	3月15日(月)	4月12日(月)
八街すずらん幼稚	3月13日(土)	4月11日(日)

小学校名	卒業式	入学式
実住小学校	3月18日(木)	4月8日(木)
笹引小学校		
朝陽小学校		
交進小学校		
二州小学校		
川上小学校		
八街東小学校		
八街北小学校		

中学校名	卒業式	入学式
八街中学校	3月11日(木)	4月7日(水)
八街中央中学校		
八街南中学校		
八街北中学校		

3月、4月は卒業や入学のシーズンです。市内の保育園、幼稚園、小中学校で予定されている卒業（卒園）式と入学（入園）式の日程は次のとおりです。

新築住宅を取得される方へ

保険や供託の確認をお忘れなく。
平成21年10月1日以降に引き渡される住宅には、法律により、事業者が保険が供託が義務付けられています。新築住宅を取得される際は、その住宅がきちんと保険または供託の措置がとられているか忘れずに確認しましょう。

詳しくは、市役所都市計画課 ☎443-1430へ。
**建設業者、
宅地建物取引業者の方へ**
保険加入などの準備は済みですか？
「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」が平成21年10月1日から本格施行されました。この日以降に引き渡す新築住宅

住宅には、瑕疵担保責任の履行のための保険加入が保証金の供託が必要です。
また、年2回の基準日（3月31日と9月30日）には許可・免許を受けた国または県に対し資力確保措置の状況の届出が必要で、保険加入の場合には着工前の申し込みが必要で、ご注意ください。
保険に加入し忘れた場合、3月31日までの申し込み限り、着工後も加入可能な保険が用意されていますので、早急に各保険法人にお問い合わせください。
詳しくは、市役所都市計画課 ☎443-1430へ。

**難病療養者の方に
見舞金を支給しています**
市では、特定疾患医療受給者票または千葉県小児慢性特定疾患医療受診券など

の交付を受けている方に、医療費の一部を負担するため、難病療養者見舞金を支給しています。
対象
・特定疾患医療受給者票の交付を受けている方
・小児慢性特定疾患医療受診券の交付を受けている方
・先天性血液凝固因子障害等受給者証の交付を受けている方
支給額
申請のあった翌月から月額 2000円
申請に必要なもの
・受給者票または受診券
・療養者名義の預金通帳
・印鑑
※印鑑保健所で受給者票または受診券を更新した時は、速やかに受給者票または受診券の写しを福祉課に提出してください。

（支給月までに提出されない場合は、見舞金が支給されないこともあります。）
治療、転出、死亡など、受給資格が消滅したときは、消滅した日から10日以内に福祉課を提出してください。
☎443-1649へ。
**福祉タクシー事業を
実施しています**
対象
・身体障害者手帳の1・2級にあたる方。
（視覚障害、下肢機能障害および体幹機能障害の方は3級まで。）
・療育手帳の①・②の1・②の2にあたる方。
・精神障害者保健福祉手帳の1級にあたる方。
交付枚数
年間最高24枚

（腎臓機能障害により人工透析療法を受けている方については、年間最高48枚。）
【申請月により交付枚数が異なります。】
助成額
・乗車一回につき料金の半額（1000円を限度）
申請に必要なもの
・印鑑
・本人の身体障害者手帳または療育手帳、あるいは精神障害者保健福祉手帳
※現在交付している福祉タクシー利用券（水色）の有効期限は、3月末日です。また、4月から使用できる新しいタクシー券の交付申請は、3月23日(火)から受け付けます。
申し込みなど詳しくは、市役所福祉課 ☎443-1649へ。

「110番」活動にご協力

市では、市PTA連絡協議会が主体となって「110番」事業を行っています。
この事業は、家庭に「子ども110番の家」の看板の設置を協力していただくことで、子どもたちが登下校途中や外出中に、犯罪や危険なことに巻き込まれそうになった時に、救済や保護をもらうことを目的とした活動です。
多くの方のご協力をお願いします。

また、現在設置のご協力をいただいている家庭で、事情により看板をはずすことを希望したり、転居を希望する場合は、必ずご連絡をお願いします。
詳しくは、市教育委員会 ☎443-1464へ。

「たけのこの里」で たけのこ掘りをしてませんか

市教育委員会では、たけのこ掘りの体験学習を希望する団体を募集します。
場所は、山田台の「たけのこの里」で、期間は、4月1日から4月30日までです。
対象
市内在住の幼児から高校生までの青少年がおおむね5人以上いる団体
※体験学習のご利用は予約が必要です。
予約開始日
3月1日(月)
(土曜・日曜日、祝日を除く)
受付場所
市教育委員会社会教育課
※利用予定日の前日までに必ずお申し込みください。
※道具の貸し出しはいたしません。
○3月1日から31日までは、たけのこ育成期間のため一般開放を一時中止します。
なお、5月1日から一般開放を再開いたしますので、ご利用ください。
詳しくは、市教育委員会 ☎443-1405へ。

水道は、毎日の暮らしに欠かせないものです。次のようなときは、市が契約している料金徴収業務委託会社（株式会社ジェネツツ八街営業所 ☎443-5595）までお早めにご連絡ください。
○新たに水道を使用するとき
【給水の申し込み】
・引っ越ししてきたとき
・家を新築したとき
・借家（アパートなど）に入居したとき
○水道の使用をやめるとき
【給水の中止】
・引っ越ししていくとき
・長い間水道をお使いにならないとき
※水道料金の精算を忘れずに。
詳しくは、水道課 ☎443-0677へ。

不用品情報
【譲ってください】
・八街市立八街南中学校女子用冬・夏制服（セーラー服・スカーフ・カーディガン・ベスト・スカート・Yシャツ・半袖シャツ）
・ジヤージ（えんじ色）類・体操服
詳しくは、市役所商工課 ☎443-1405へ。

また、現在設置のご協力をいただいている家庭で、事情により看板をはずすことを希望したり、転居を希望する場合は、必ずご連絡をお願いします。
詳しくは、市教育委員会 ☎443-1464へ。

市役所の日曜開庁日

とき 3月28日(日) 午前8時30分～午後5時
開庁する窓口※住民異動が伴う業務は取り扱えません。
○市民課 (☎443-1120)
○課税課 (☎443-1116)
○納税課 (☎443-1115)
○国保年金課 (☎443-1139)
詳しくは、各担当課にお問い合わせください。

八街市民憲章 (平成4年9月28日制定)

わたくしたちの八街は、開拓の歴史と恵まれた自然環境の中で、先人の努力によって栄えてきたまちです。
わたくしたちは、「ヒューマンフィールドやちまた」を目指して、調和のとれたよりよいまちづくりのために、この憲章を定めます。

- 郷土を愛し、文化のかおり高いまちにしましょう。
- 自然を大切に、潤いのある美しいまちにしましょう。
- きまりを守り、明るく住みよいまちにしましょう。
- おもいやりのある、心のかよった豊かなまちにしましょう。
- スポーツに親しみ、健康で働くまちにしましょう。